

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案
令和 4 年（2022 年）2 月 15 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 30 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 4 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

指定障害者支援施設等の人員、設備等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、一定の要件を満たす障害児入所施設に入所する 18 歳以上の障害者等が引き続き当該施設での入所を継続できることとする経過措置の期間を延長するため、本案を提出する。